

安芸高田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

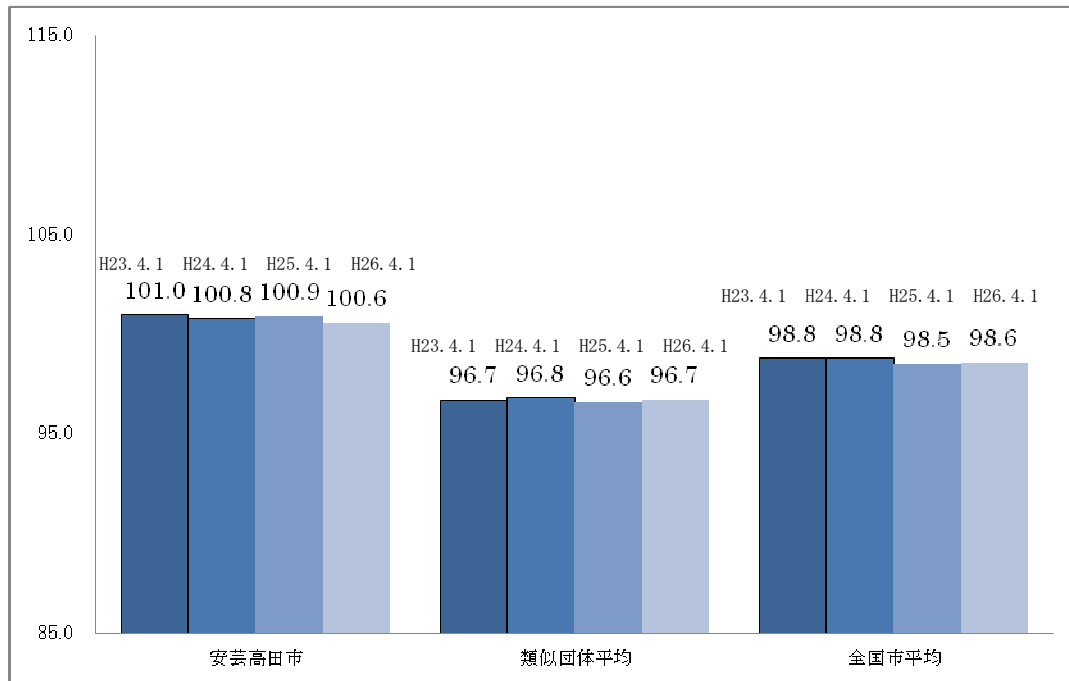
区分	住民基本台帳 人口 (平成26年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成24度の 人件費
平成25年度	人 30,428	千円 22,187,595	千円 538,490	千円 3,941,406	% 17.8	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
平成25年度	人 372	千円 1,473,978	千円 216,160	千円 567,922	千円 2,258,060	千円 6,070	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

継足し部分

(4) 給与改定の状況

安芸高田市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 —	円 —	円 (—%)	% —	% —	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職及び消防職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、当分の間の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

本市は地域手当の非支給対象地域であるため、見直しは行っていない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
安芸高田市	45.2歳	353,000円	396,224円	368,911円
広島県	44.4歳	346,444円	426,952円	384,479円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.7歳	320,225円	372,857円	345,804円

② 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
安芸高田市	36.3歳	297,629円	356,915円	317,331円
類似団体	37.9歳	287,767円	347,487円	314,023円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		安芸高田市	広島県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	177,208円	172,200円
	高校卒	140,100円	143,213円	140,100円
消 防 職	高校卒	158,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	232,100円	302,989円	349,500円
	短大卒	—	288,400円	341,167円
	高校卒	—	275,300円	—
消 防 職	大学卒	249,000円	—	—
	短大卒	231,000円	—	328,000円
	高校卒	—	289,000円	—

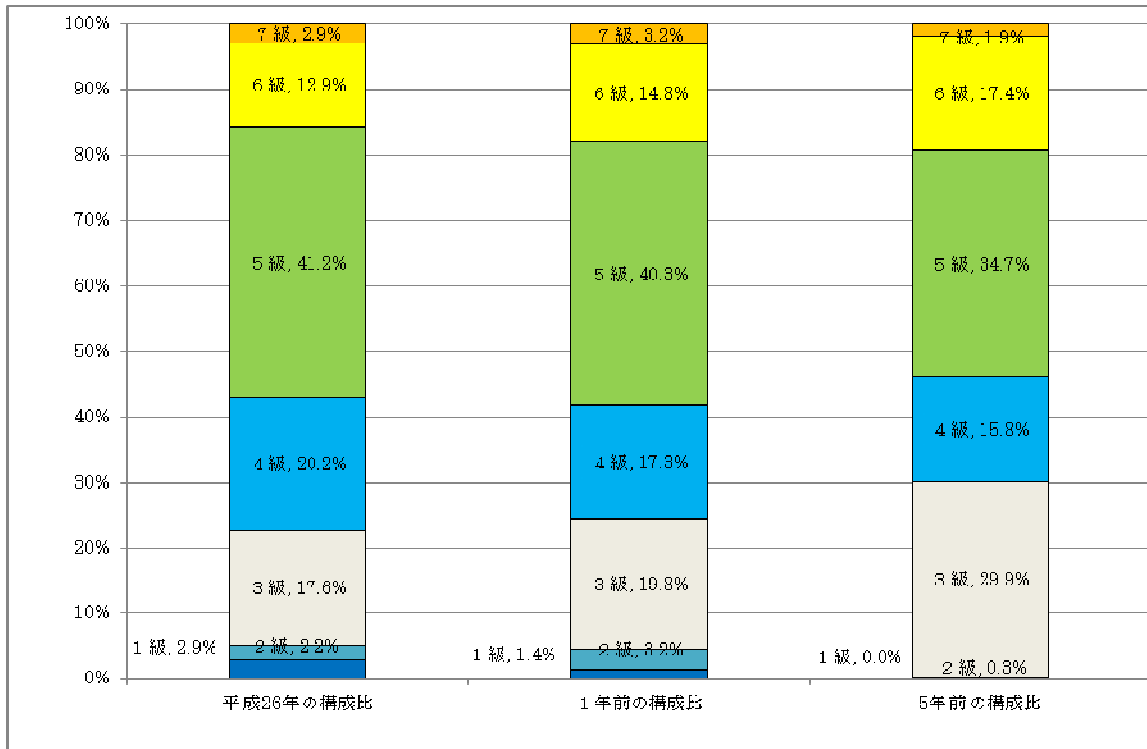
- (注) 該当の職員が不在の箇所は「—」で表示しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	8人	2.9%	円 135,600	円 243,700
2 級	主事	6人	2.2%	円 185,800	円 307,800
3 級	主任主事、主任	48人	17.6%	円 222,900	円 354,700
4 級	専門員	55人	20.2%	円 261,900	円 388,300
5 級	課長補佐・係長・主査	112人	41.2%	円 289,200	円 411,700
6 級	課長・支所長・主幹	35人	12.9%	円 320,600	円 430,400
7 級	部長	8人	2.9%	円 366,200	円 456,200

- (注) 1 安芸高田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更しています。(旧給料表の3級及び4級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、人材育成に重点を置く人事評価制度を構築中であり、勤務成績の評定は実施していません。昇給に対する勤務成績への反映は、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、懲戒処分を受けた者等に対して、昇給号給数の調整を行っています。

将来的には昇給に対する勤務成績への反映も考慮しつつ、平成21年度から管理職(課長以上)を対象に、また、平成24年度から管理職以外の職員を対象に人事評価制度の導入に向けた試行を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安芸高田市	広島県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,542千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,539千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

本市では、人材育成に重点を置く人事評価制度を構築中であり、勤務成績の評定は実施していません。勤勉手当に対する勤務実績の反映は、基準日(6月1日及び12月1日)以前の6ヶ月間において、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、懲戒処分を受けた者等に対して、支給率の調整を行っています。将来的には勤勉手当に対する勤務成績への反映も考慮しつつ、平成21年度から管理職(課長以上)を対象に、また、平成24年度から管理職以外の職員を対象に人事評価制度の導入に向けた試行を行っています。

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

安芸高田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%~20%加算			定年前早期退職特別措置 (割増率2%~45%)		
1人当たり平均支給額 (勸奨・定年) (その他)					
24,983千円 7,023千円					

- (注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されています。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成25年度決算）		1,203千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		171,795円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	12%	人	18%
大阪府大阪市	10%	人	15%
広島県広島市	3%	7人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		100.6 (100.6)	

- (注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成25年度決算）		2,208千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		46,245円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		10.4%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等徴収事務職員の特特殊勤務手当	税務職員及び税外収入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	51千円	500円/日
防疫等作業職員の特特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者等に対する処理作業に従事した場合又は家畜伝染病等に対する防疫作業に従事した場合	一千円	500円/日
行旅病人等取扱職員の特特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱に従事した職員	行旅病人の救護作業に従事した場合	一千円	1,000円/件
		行旅死亡人の取扱作業に従事した場合	一千円	3,000円/件
社会福祉業務等従事職員の特特殊勤務手当	社会福祉事務に従事する職員	現業を行う職員又は直接その指導を行う職員	720千円	10,000円/月
	精神保健福祉業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談及び指導の現業事務に直接従事する職員等	一千円	500円/日
し尿処理業務従事職員の特特殊勤務手当	し尿処理施設に勤務する職員	常時現場においてし尿処理に関する業務に従事した職員	120千円	10,000円/月

水道業務従事職員 の特殊勤務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	一千円	500円/日
消防職員の特 殊勤務手当	消防業務に従事する職員	(火災出動手当) 職員が火災出動し、かつ、 消火作業に従事した場合	34千円	・機関運行者 300円/件 ・その他の者 200円/件
		(救急出動手当) 職員が救急出動し、かつ、 救急業務に従事した場合	1,226千円	・機関運行者 300円/件 ・救急救命士 400円/件 ・その他の者 200円/件
		(救助出動手当) 職員が救助出動し、かつ、 救出救助業務に従事した 場合	7千円	・機関運行者 300円/件 ・救急救命士 400円/件 ・その他の者 200円/件
		(潜水手当) 職員が潜水器具を着用し て潜水作業に従事した場 合(潜水訓練も含む。)	50千円	・作業 500円/回 ・加算額 500円/時間

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	83,265円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	293千円
支給実績(平成24年度決算)	91,590円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	321千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・特定期間(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子)の加算 5,000円	同	—	54,712千円	240,841円
	○月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 27,000円	同	—		
住居手当	○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の1/2 最高支給限度額 13,500円	同	—	18,487千円	234,795円
	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。 (交通機関等の利用者) ・運賃等相当額	同	—		
通勤手当	(自動車等の使用者) 通勤距離に応じ、5km未満(2,000円)～60km以上(24,500円)	同	—	28,328千円	86,265円
	(交通機関等と自動車等との併用者) ・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額	同	—		
		同	—		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
単身赴任手当	○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当。 ・基本額 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算額 100km以上300km未満(6,000円)～ 1,500km以上(45,000円)	同	—	—	—
管理職手当	・基本額 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算額 100km以上300km未満(6,000円)～ 1,500km以上(45,000円) ・対象区分に応じ、給料月額×10%～12% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	27,591千円	494,859円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。	同	—	10,184千円	258,415円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	3,768千円	112,648円
管理職特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000円から12,000円/回	異	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 6,000円～ 18,000円	146千円	39,560円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1回につき 4,200円 ・勤務時間が5時間未満の場合 50/100 ・執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿直勤務 150/100	同	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	市副教	市長	860,000円	(参考) 平成25年度類似団体における最高/最低額	
		市長	700,000円		
		市長	620,000円		
市副教	989,000円 / 259,000円				
報酬	議副議	議長	410,000円	816,000円 / 483,000円	
		議長	355,000円	— / —	
		議長	325,000円	545,000円 / 230,000円	
期末手当	市副議	市長	(平成25年度支給割合) 3.95月分		
		議長	(平成25年度支給割合) 3.95月分		
退職手当	市副教	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		市長	給料月額×支給率 (500/100) ×年数	17,200,000円	任期毎
	市副教	市長	給料月額×支給率 (300/100) ×年数	8,400,000円	任期毎
	市副教	市長	給料月額×支給率 (250/100) ×年数	6,200,000円	任期毎
	備考				

- (注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されます。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

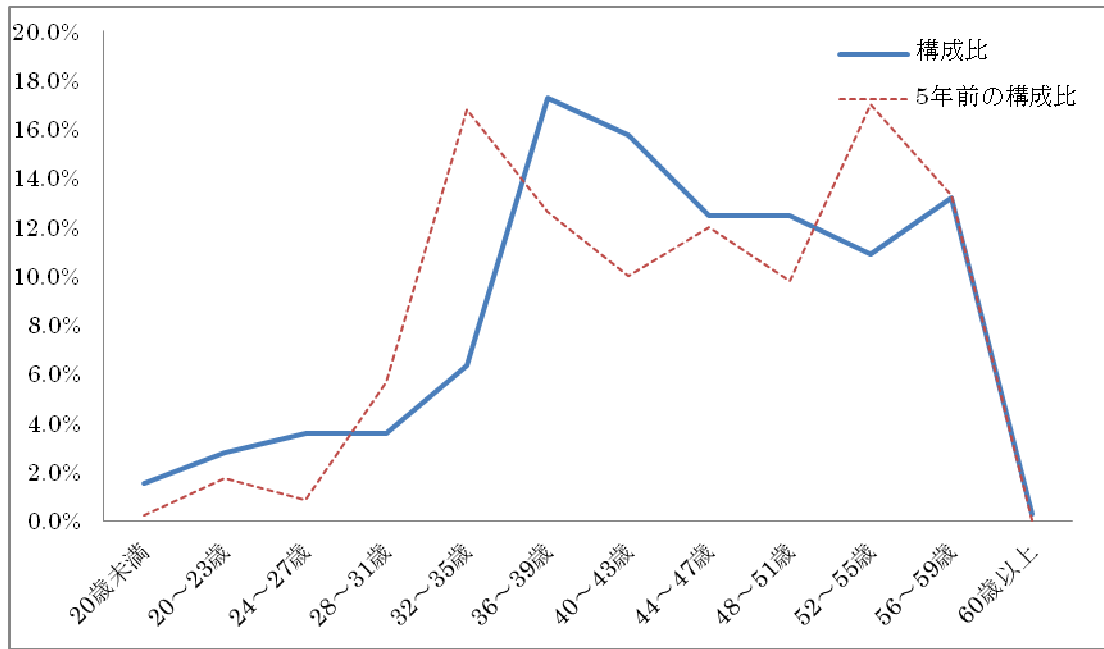
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	5	△1	業務内容精査による減 課の統廃合による減、退職者不補充 退職者不補充
		総 務	89	84	△5	
		税 務	25	25	0	
		民 生	101	94	△7	
		衛 生	10	11	1	
		農 林 水 産	23	21	△2	
		商 工	4	5	1	
		土 木	31	31	0	
		計	289	276	△13	
	教 育 部 門	34	33	△1	課の統廃合による減	
消 防 部 門	49	49	0			
小 計	372	358	△14	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 117.7人 (類似団体の人口1万人当たり職員数93.66人)		
公 営 企 業 等	水 道	7	7	0	業務内容の精査による減	
	下 水 道	10	10	0		
	そ の 他	20	19	1		
	小 計	37	36	△1		
合 計		409	394	△15	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 129.5人	
		[525]	[525]	[525]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6 人	11 人	14 人	14 人	25 人	68 人	62 人	49 人	49 人	43 人	52 人	1 人	394 人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	311	307	309	300	289	276	▲35 (▲11.3%)
教育	56	55	37	36	35	34	▲22 (▲39.3%)
消防	50	51	49	49	49	49	▲1 (▲2.0%)
普通会計	417	413	395	385	373	359	▲58 (▲13.9%)
公営企業等会計	43	37	36	36	37	36	▲7 (▲16.3%)
総合計	460	450	431	421	410	395	▲65 (▲14.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	237,980千円	6,317千円	16,860千円	7.1%	7.2%

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A) 給 料	(参考) 市町 村一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)		
平成25年度	2人	8,398千円	528千円	3,174千円	12,100千円	8,398千円	6,123千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
安芸高田市（一般行政職）	45.2歳	365,464円	396,224円 (530,876円)
水道事業	46.0歳	369,950円	381,250円 (521,414円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		安芸高田市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,587千円		1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,542千円	
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

水 道 事 業			安芸高田市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%~20%加算			定年前早期退職特別措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 (勸奨・定年) 24,983千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成25年度決算）				—千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成25年度決算）				—千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）				—%
手当の種類（手当数）				2種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
市税等徴収事務職員の特殊勤務手当	税務職員及び税外入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	500 円/日	
水道業務従事職員の特殊勤務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	500 円/日	

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	257千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	186千円
支給実績（平成24年度決算）	289千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	227千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 13,500 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・特定期間（満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子）の加算 5,000 円	同	—	—	—
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 27,000 円	同	—	—	—
	○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の 1/2 最高支給限度額 13,500 円	同	—		
	○自宅に居住する世帯主である職員に支給される手当 (自宅) ・新築又は購入後（5年間に限り） 2,500円	—	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。 (交通機関等の利用者) ・運賃等相当額	同	—	271千円	135,600円
	(自動車等の使用者) 通勤距離に応じ、5 km未満 (2,000 円) ～ 60 km以上 (24,500 円)	同	—		
	(交通機関等と自動車等との併用者) ・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額	同	—		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
単身赴任 手 当	○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当。 ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算額 100 km以上 300 km未満 (6,000 円) ～ 1,500 km以上 (45,000 円)	同	—	—	—
管 理 職 手 当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当。 ・対象区分に応じ、給料月額×8%～10% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%	異	国の制度 俸給表別、職 務の級別、俸 給特別調整 額の区分別 に定められ た額を支給	—	—
休日勤務 手 当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	—	—	—
夜間勤務 手 当	○正規の勤務時間として、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	—	—
管 理 職 特別勤務 手 当	○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円から 12,000 円/回	異	国の制度 職員区分、勤 務時間に応 じ 6,000 円 ～ 18,000円	—	—
宿 日 直 手 当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1回につき 4,200 円 ・勤務時間が5時間未満の場合 50/100 ・執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿直勤務 150/100	同	—	—	—